

★対象者のみ★7月15日(火)までに提出★

奨学給付金（通常分）の申請手続きについて

（１） 該当者 以下の要件をすべて満たす者（令和7年7月1日現在）

給付対象者	☒ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 非課税 ※1であること ☒ 生徒が平成26年4月以降高等学校等に入学していること ☒ 保護者等が静岡県内に居住していること ※2 ☒ 生徒が支給対象である国公立高等学校等 ※3 に在学していること
	※1 生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の場合に該当します。また、高等学校等専攻科においては、低所得世帯及び一部の多子世帯も対象となります。 ※2 措置費（見学旅行費または特別養成費）が支給されている場合は、給付対象となりません。 ※3 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)・専修学校高等課程等で、静岡県外に所在する国公立学校等を含みます。

（２） 提出期限と提出書類等

- ア. 提出期日 令和7年7月15日(火)
- イ. 提出方法 指定の封筒に入れて事務室へ提出
- ウ. 提出書類

提出する書類	提出する方
① 静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書(公立学校用)（様式1）	申請者全員
② 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2） ※ 令和7年7月1日以降に福祉事務所で証明を受けてください。 ※ 扶助費目の記載のある生活保護受給証明書でも代用できます。	【生活保護世帯】 世帯区分 ①の方
③ 保護者等の課税証明書等 <u>【令和7年度(令和6年分所得)】</u>	【非課税世帯】 世帯区分 ②～④の方

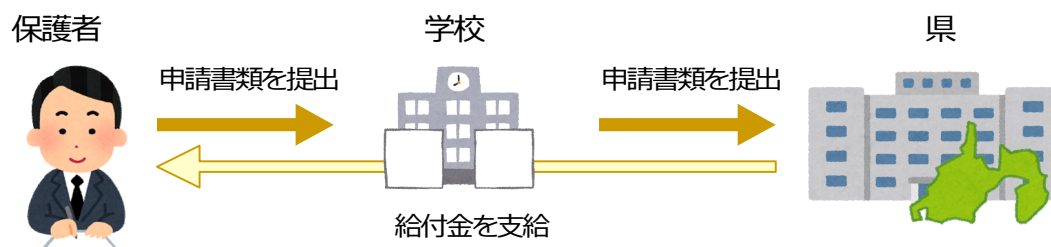
（３） 支給額

世帯区分	給付額		
	全日・定時	通信制	専攻科
①生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	32,300円	
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	143,700円	50,500円	50,500円

(4) 奨学給付金制度（通常分）とは

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費等）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした給付制度です。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（「給付対象者」の下欄の※1参照）の保護者に対して、世帯構成に応じた金額が給付されます。給付型ですので、返済は不要です。



(5) 留意事項

- ア. 保護者等が課税期日（令和7年1月1日）に海外にいる(いた)ことにより税の申告を行っておらず、課税証明書を提出できない場合は、給付の対象外となります。
- イ. 在学状況や家族構成等は、令和7年7月1日現在の状況で判断します。
- ウ. 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える場合は、給付の対象外となります。

(6) その他

御不明な点につきましては、事務室（電話番号：(053)－434－4401）へお問い合わせください。